

○バルク供給設備の自主保安管理の手引

《東京都》

液化石油ガスバルク貯槽本体は、供給開始時の法定点検以後は 20 年後まで法定点検は義務化されていない。また、安全弁以外の貯槽附属機器についても、供給開始時の法定点検以後は 20 年後まで法定点検が義務化されていない。こうしたことから、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法の遵守に留まらず、これを補完する取り組みを自主的に行うための指針を作成した。

1 バルク供給設備の設置場所

(1) 貯槽、容器について

- ① 地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所には設置しない。
- ② 屋外で、かつ、通風の良い場所に設置する。
- ③ バルクローリの通行、充てん作業に支障がない場所に設置する。
- ④ 適正な維持管理のための点検作業等に必要なスペースを確保する。

(2) 供給管について

- ① 適正な維持管理のための点検作業に必要なスペースを確保する。
- ② 地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しない。(ただし、②については、規則第 18 条第 13 号で規定されている。)

2 消火設備の設置

貯蔵能力 1,000kg 未満のバルク容器、バルク貯槽の場合も消火設備を設ける。

3 バルク供給設備管理の責任

販売事業者は、バルク供給設備の保安管理責任が販売業者にあることを認識し、当該設備の保安の確保に努める。

4 バルク供給設備のガス漏れ確認

- ① 販売事業者又は委託先の保安機関は、充てん作業時及び検針時において、1 か月に 1 回以上、石けん水又は検知器によりガス漏れの有無を確認する。
- ② 販売事業者又は委託先の保安機関は、①の点検結果を記録して保存する。
- ③ バルク貯槽等のプロテクター内のガス漏れ検知器の設置
法の設置基準では、バルク貯槽の規模に応じた設置猶予の規定があるが、

貯蔵能力300kg以上のバルク供給設備においては、プロテクター内にガス漏れ検知器を設置するとともに常時監視するシステムも併せて設置する。

④ バルク供給設備のガス漏れ検知警報設備の設置

法令上の義務はないが、特定供給設備及びこれに準じる規模の供給設備では、漏えいしたガスの拡散状況や設備状況（蒸発器の設置等）を勘案し、ガス漏れ検知警報設備を設置する。

5 バルク供給設備の附属機器の安全点検の実施

- ① 販売事業者又は委託先の保安機関は、充てん作業時及び検針時において、1か月に1回以上（バルク）供給設備の附属機器について目視等により点検し安全を確保する。
- ② 販売事業者又は委託先の保安機関は、①の点検結果を記録して保存する。

6 バルク貯槽の補修塗装及び再塗装

湿度の高い設置環境や自然気化方式による外面の結露・水分凝縮等は、塗装の寿命を短くするので、充てん作業時等に塗装の表面をチェックし、錆などの発生が見られる場合には、早めに補修塗装又は再塗装を実施する。

7 バルク貯槽の基礎

3トン未満のバルク貯槽の基礎の工事は、耐震を考慮したものとする。

8 バルク供給設備の周辺管理

バルク供給設備設置後20年に実施する定期検査に支障が生じないよう、常に設備周辺環境の状況の把握に努める。

<参考>

(1) 用語の定義

○バルク供給：バルク貯槽、バルク容器に充てん設備から直接LPガスを充てん供給すること。

○バルク供給設備：貯蔵設備、供給管、ガスメーターで構成されている。

○貯蔵設備：バルク貯槽、バルク容器をいう。

○貯槽：地盤面に対して、固定したもので移動ができないもの。

○容器：地盤面に対して、移動が可能なもの。

「LPガスバルク供給」(高圧ガス保安協会)より

(2) 設置環境による再塗装期間の目安(表)

設置環境	再塗装の期間(目安)
田園・山間地	6～7年
市街地・工業地帯	4～5年
海浜地及び塩害地	2～3年
火山地帯及び特殊大気地帯	
多湿地帯	

*「LPガスバルク貯槽のメンテナンスマニュアル」による。